

米沢市における新規観光財源の検討について

令和8年
米沢市 観光文化スポーツ部 観光課

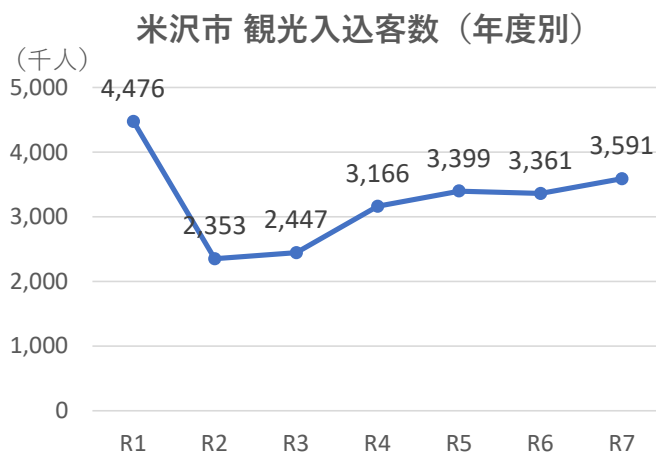
1.米沢市の観光の現状

1.米沢市の観光の現状

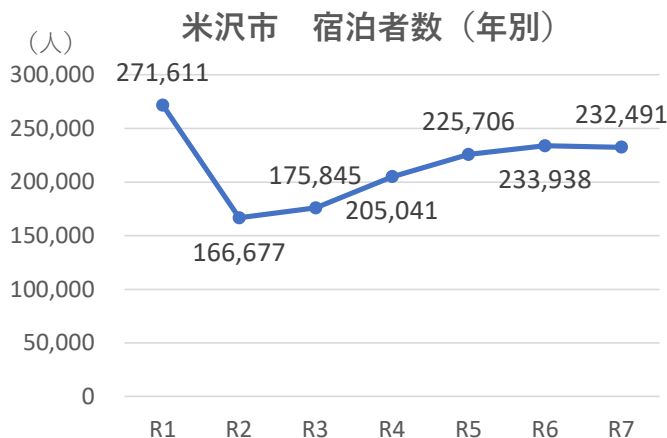
○本市の観光の現状について、観光入込客数については新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に大きく落ち込みました。行動制限の緩和以降、観光需要は回復傾向にはあるものの、令和7年度においてその数値は令和元年度比の約80%の水準にとどまっており、コロナ禍前の水準にはまだ達していない状況です。

○本市の宿泊者数については、観光入込客数と比較するとその数は5%程度となっており、本市に訪れる観光客の多くが日帰り観光客であることが伺えます。

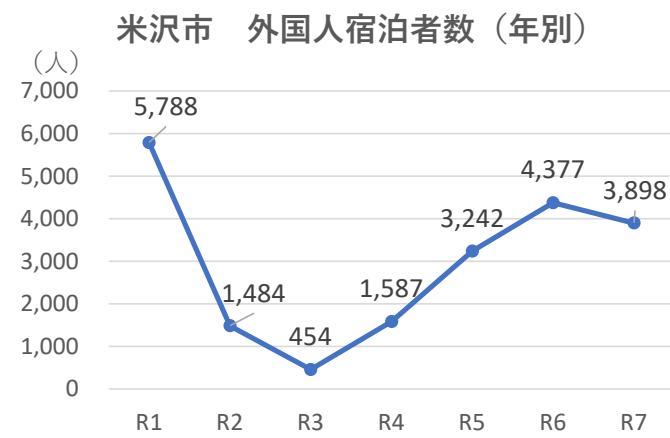
○訪日外国人旅行客数については、日本全体をみるとコロナ禍以降急激に増加をしているものの、本市においてはコロナ禍以降回復傾向にはあるものの、日本全体や山形県全体の傾向と比較するとその需要を十分に獲得できていない状況です。



出典：米沢市観光課調査

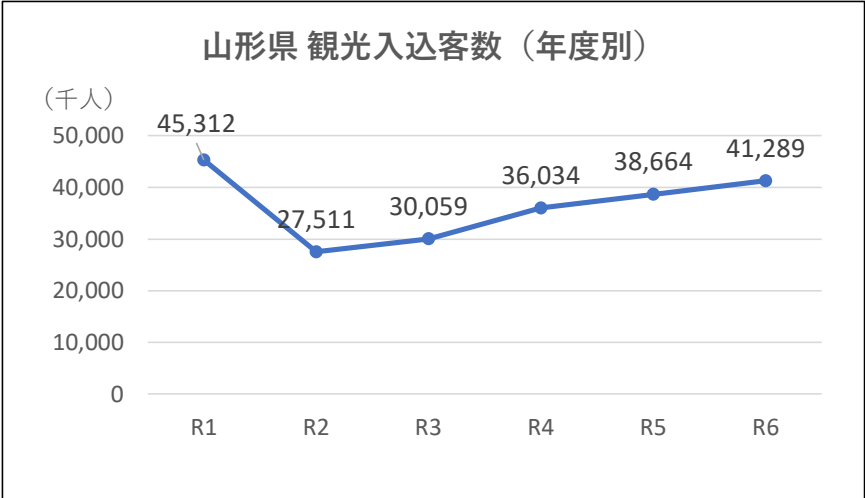


出典：観光予報プラットフォーム

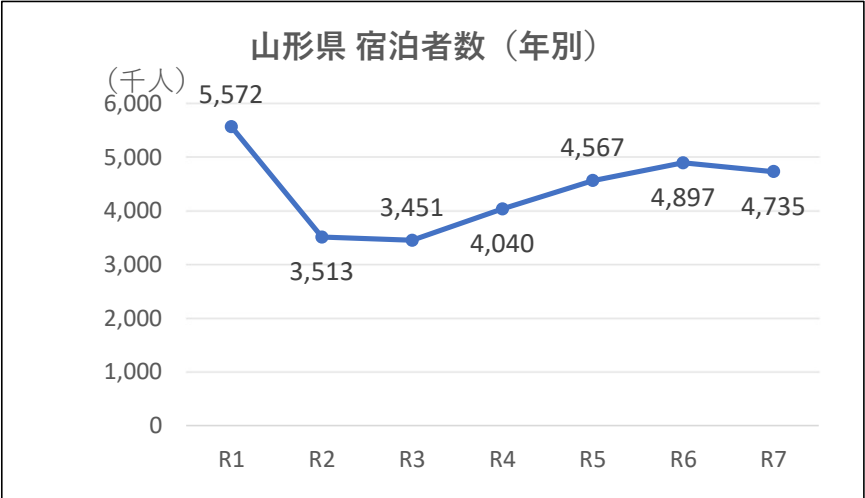


出典：観光庁宿泊統計調査

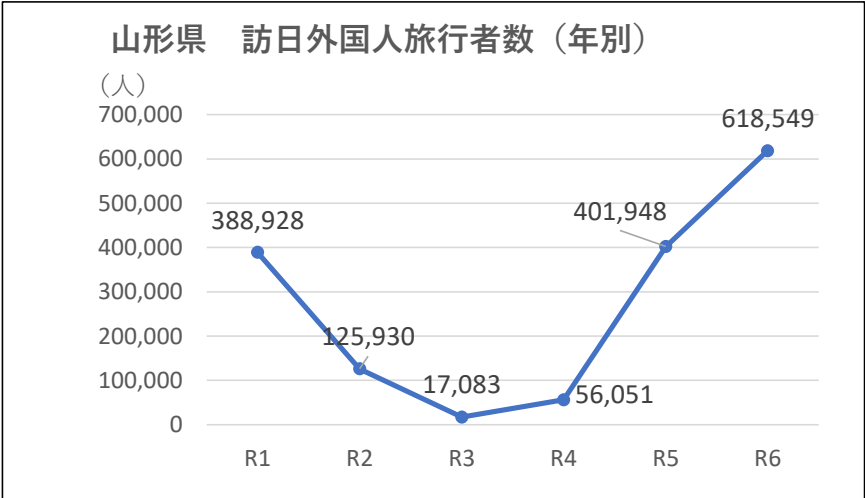
(参考)山形県全体の観光の現状



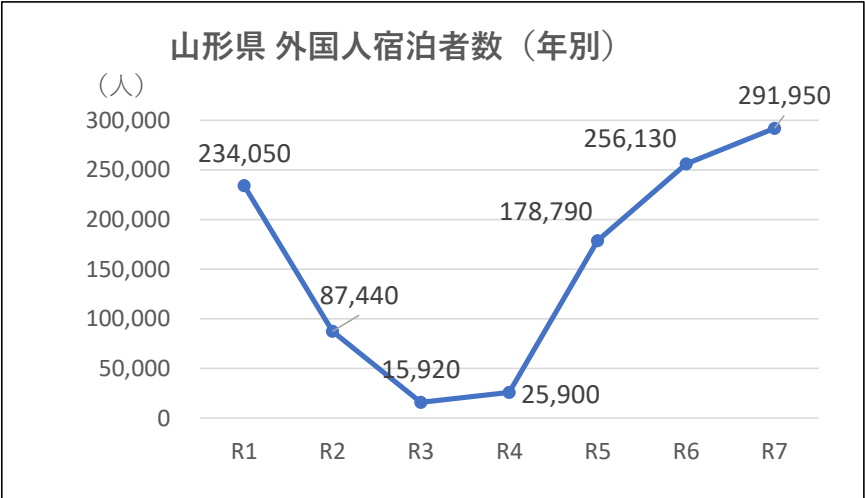
出典：山形県観光者数調査



出典：観光庁宿泊統計調査



出典：山形県観光者数調査



出典：観光庁宿泊統計調査

1.米沢市の観光の現状(第5期米沢市観光振興計画 R8.4策定)

■計画策定の趣旨

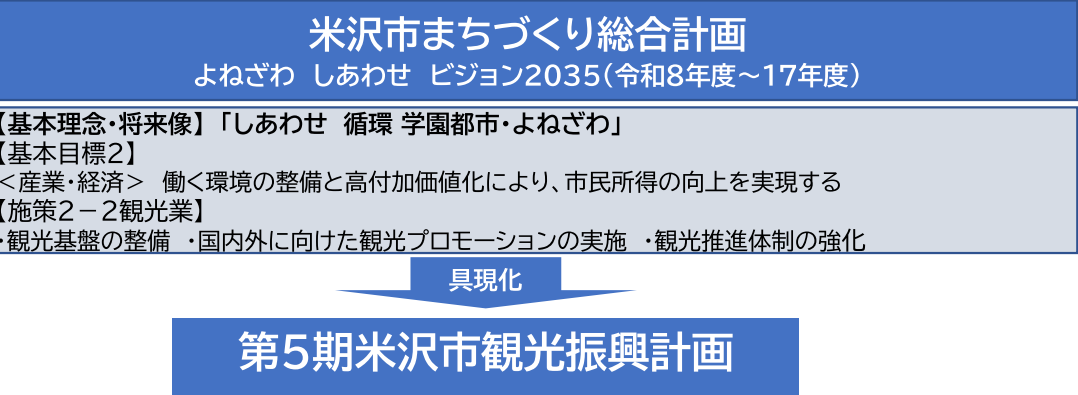
人口減少と事業者廃業が進む本市にとって、観光振興は極めて重要な役割を担います。観光振興による交流人口や関係人口の拡大は、地域を活性化させ、生活基盤の向上とともに、市民の豊かさへと繋がります。地域の活性化と市民の「しあわせ」につながる観光振興を推進するため、新たな基本計画を策定することとします。

■基本的な考え方

観光振興の目的は、幅広い産業の活性化と消費拡大を通じて市内全体に大きな経済効果をもたらし、新規雇用創出や地域社会の賑わいを形成すること、そして税収増加により住みやすいまちづくりを支える財源を確保し、地域経済の好循環を促進することです。本計画では、本市の観光資源を磨き上げ、その魅力を高付加価値化することで国内外の観光需要を取り込み、更なる観光消費額の拡大を目指すとともに、これら観光振興の推進と市民生活の豊かさ向上との調和を図り、持続可能な観光地づくりを目指します。

本計画の推進にあたっては、市民、観光客、観光産業事業者、振興関連団体など、全ての関係者がその方針に注目し、具体的な行動に結びつけられるよう進めます。

■計画の位置づけ



■計画期間

2026(令和8)年度～2030(令和12)年度

■本市の観光の目指す姿

多彩な観光資源の魅力や本市ならではの価値が国内外に広まり、観光客がもっと居たくなる、また来たくなるまち

■重点的視点

- 1 地域資源を活用した滞在時間の長期化を図る滞在型観光の推進
- 2 (仮称)「上杉謙信公生誕500年プロジェクト」に向けた受入体制強化と観光消費額の拡大
- 3 戦略的なマーケティングに基づく国内外の細やかなターゲット層への情報発信
- 4 米沢市版DMOによる観光推進体制の整備

■数値目標

【観光入込客数】
3,361千人 → 3,672千人
(2024年(R6) → 2030年(R12))

【観光消費額】
20,194百万円 → 23,192百万円
(2023年(R5) → 2030年(R12))

2. 新規観光財源等検討委員会

2.新規観光財源等検討委員会の設置

■米沢市新規観光財源等検討委員会委員の設置

- 本市における観光施策の推進にあたっては、国からの交付金も活用しながら施策を展開しているところではあるものの、昨今の物価や人件費の高騰の影響によるおまつり等のイベントの運営経費の増加や、観光施設の老朽化に伴う修繕等の必要性から観光財源がひっ迫している状況にあります。また、今後の観光施策の推進に当たっては、官公庁が実施する補助金等の活用も想定されますが、その活用には一定程度の自主財源も必要とります。
- このような状況の中、観光振興計画で掲げる滞在型観光の推進や観光消費額の拡大に向けた各種施策を着実に実施していくためには、安定的かつ持続的に歳入確保が見込める財源の確保が必要となります。
- こうした状況等も踏まえ、本市における観光振興を図るための新たな財源等に関する検討を行うため、米沢市新規観光財源等検討委員会を設置いたしました。

■米沢市新規観光財源等検討委員会委員名簿

所 属 等		役 職	委員会役職	氏 名	所 属 等		役 職	委員会役職	氏 名
1	東京都立大学 都市環境学部	教授	委員長	相原 健郎	5	温泉米沢八湯会	専務理事	—	遠藤 直人
2	米沢商工会議所	専務理事	副委員長	安部 徹	6	温泉米沢八湯会	会長	—	黄木 綾子
3	一般社団法人米沢観 光コンベンション協会	専務理事	—	安部 晃市	7	米沢観光推進機構	幹事	—	黄木 修太郎
4	米沢市旅館ホテル組合	組合長	—	天野 久仁彦	8	公募委員	—	—	佐藤 文俊

2.新規観光財源等検討委員会の開催状況

■開催状況

開催日	協議事項
第1回 令和8年5月12日	・観光財源の概要について ・新たな観光財源検討に関するアンケート調査の実施について ・今後のスケジュールについて
第2回 令和8年6月23日	・本市の現状と持続可能な観光振興に向けた財源の在り方について ・新たな観光財源検討に関するアンケート調査の集計結果について ・入湯税の使途の見直し制度(案)について
第3回 令和8年7月21日	・観光財源(宿泊税を除く)の検討について ・宿泊税制度の検討事項及び先行導入自治体の事例等について
第4回 令和8年8月24日	・観光財源(宿泊税を除く)の検討について ・宿泊税導入に係る制度の素案について
第5回 令和8年9月予定	—

※新規観光財源の検討の進捗や審議結果によっては、開催回数を増やすなど状況に応じて柔軟に対応していく予定です。

3. 観光施策を展開するための安定財源について

3.観光施策を展開するための安定財源について

■観光財源の区分・種類

観光財源の確保に向けた手段としては、全国で導入が進んでいる宿泊税をはじめとした地方税の他、分担金・負担金、協力金、寄附金などがあります。

種類	内容
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的をもって、その課税権に基づき賦課・徴収するもの
分担金・負担金	特定の受益者から徴収をし、特定の事業に使われる仕組みに基づく制度
協力金	訪問者から任意で支払いを求める制度
寄附金(ふるさと納税制度)	ふるさと納税制度の仕組みを利用し、観光振興を目的とした寄付金を集める

■観光関連の地方税

観光に関する歳出は概ね旅行者の便益のために使われるという観点から、いくつかの地方自治体は、地域を訪れる旅行者などから税金を徴収しています。

種類	内容	種類	内容
入湯税	温泉などの入湯客から徴収	遊漁税	遊漁者から徴収
宿泊税	宿泊者から徴収	歴史と文化の環境税(太宰府市)	有料駐車場の利用者から徴収
訪問税(廿日市市)	島に訪問する訪問者から徴収	環境協力税(伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)	島に訪問する訪問者から徴収

4. 宿泊税について

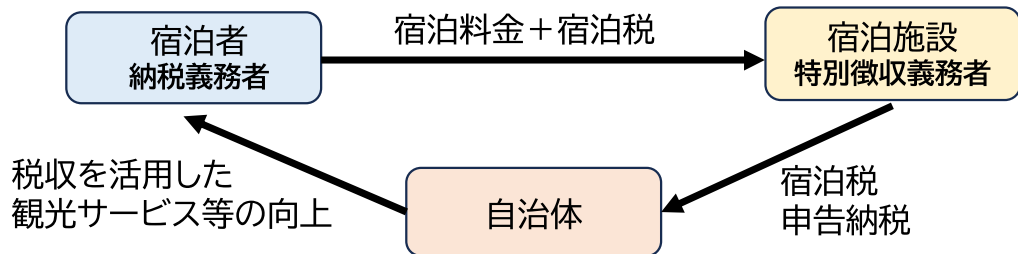
4. 宿泊税について

■宿泊税とは

○宿泊税は、課税対象地域内にあるホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に**宿泊者に対して課税される法定外目的税**であり、2002年(平成14年)に東京都で初めて導入されて以降、全国の自治体で導入が進められています。

○令和8年7月時点において、47自治体が既に導入済みであるほか、15自治体が総務省から同意を受けています。

○導入されている地域では、**宿泊税の税収を観光振興に係る施策の財源**として活用をしています。

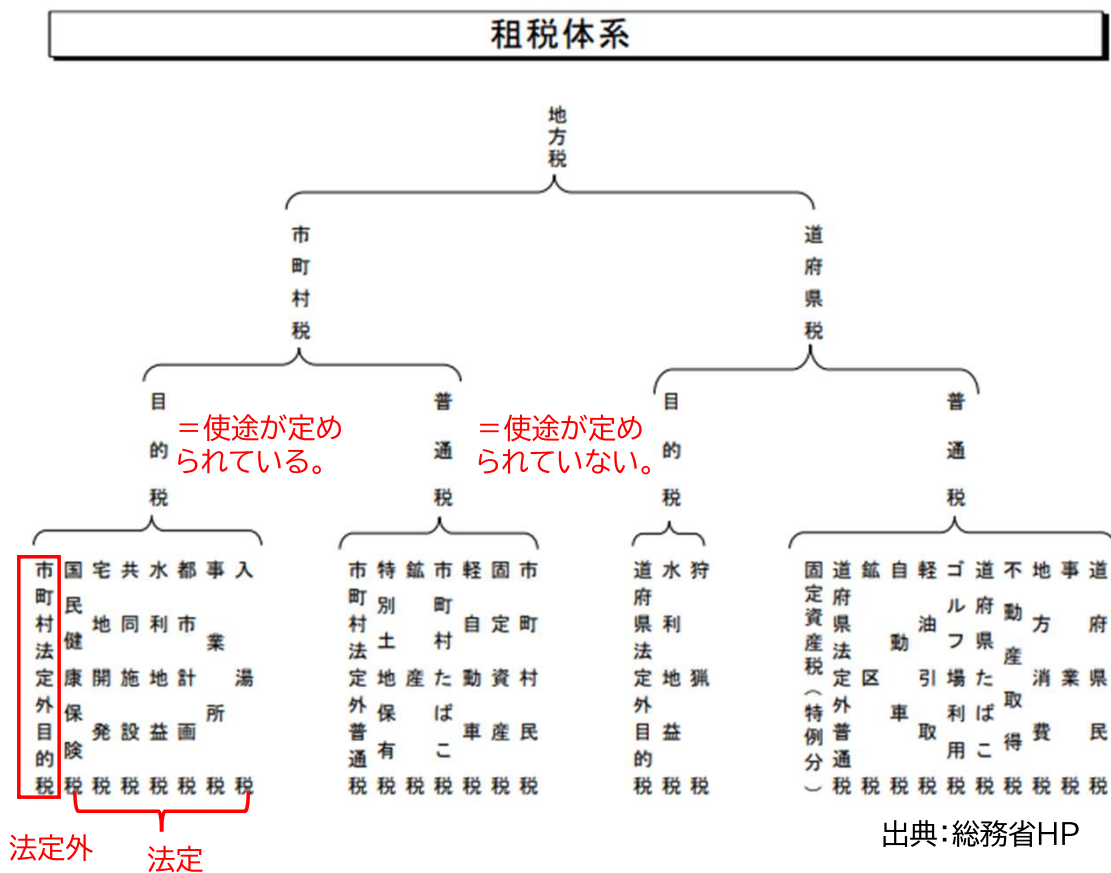


■山形県内の状況

○山形県内では、山形市が宿泊税の導入について既に総務省より同意を受けており、2027年(令和9年)4月1日より徴収が開始される予定です。

○この他、山形県が宿泊税を含む観光財源について、鶴岡市、酒田市が宿泊税について、それぞれ検討を開始する旨表明しております。

(参考)



出典：総務省HP

4.宿泊税について

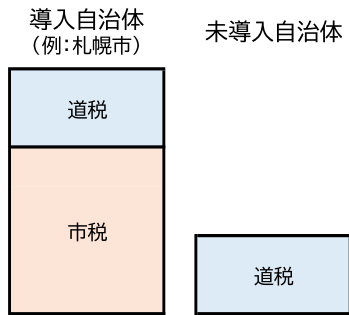
■宿泊税導入自治体一覧

施行日	自治体	施行日	自治体
H14.10.1	東京都	R8.4.1	北海道小清水町
H29.1.1	大阪府	R8.4.1	北海道洞爺湖町
H30.10.1	京都府京都市	R8.4.1	北海道留寿都村
R元.11.1	北海道倶知安町	R8.4.1	北海道帯広市
R2.4.1	福岡県	R8.4.1	神奈川県湯河原町
R2.4.1	福岡県福岡市	R8.4.1	岐阜県岐阜市
R2.4.1	福岡県北九州市	R8.4.1	三重県鳥羽市
R5.4.1	長崎県長崎市	R8.4.1	広島県
R6.10.1	石川県金沢市	R8.6.1	長野県
R6.11.1	北海道二セコ町	R8.6.1	長野県松本市
R7.1.6	愛知県常滑市	R8.6.1	長野県軽井沢町
R7.4.1	静岡県熱海市	R8.6.1	長野県阿智村
R7.10.1	岐阜県下呂市	R8.6.1	長野県白馬村
R7.10.1	岐阜県高山市	R8.6.1	長野県野沢温泉村
R7.11.1	北海道赤井川村	R8.7.1	熊本県熊本市
R7.12.1	青森県弘前市	R8.7.1	宮崎県宮崎市
R7.12.1	島根県松江市	R8.10.1	岩手県盛岡市
R8.1.13	宮城県	R8.10.1	栃木県那須町
R8.1.13	宮城県仙台市	R9.2.1	沖縄県
R8.4.1	北海道	R9.2.1	沖縄県石垣市
R8.4.1	北海道札幌市	R9.2.1	沖縄県宮古島市
R8.4.1	北海道小樽市	R9.2.1	沖縄県本部町
R8.4.1	北海道函館市	R9.2.1	沖縄県恩納村
R8.4.1	北海道旭川市	R9.2.1	沖縄県北谷町
R8.4.1	北海道富良野市	R9.2.1	沖縄県名護市
R8.4.1	北海道釧路市	R9.3.1	北海道稚内市
R8.4.1	北海道北見市	R9.4.1	山梨県富士河口湖町
R8.4.1	北海道網走市	R9.4.1	山梨県富士吉田市
R8.4.1	北海道音更町	R9.4.1	北海道苫小牧市
R8.4.1	北海道占冠村	R9.4.1	山形県山形市
R8.4.1	北海道新得町	R9.10.1	北海道北広島市

■県と市町村で重複して宿泊税を設定している自治体

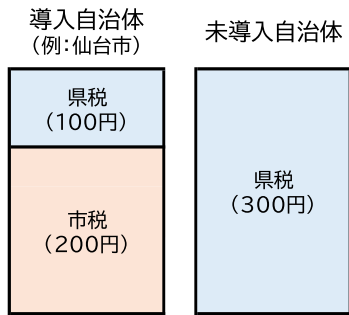
(1)北海道

独自で宿泊税を導入する市町村の税額に道税を上乗せ(定率制を除く)



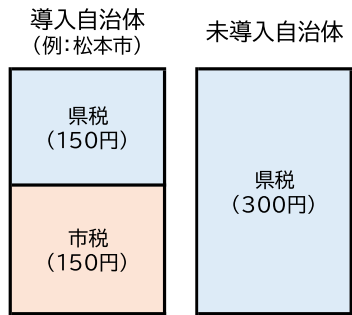
(2)宮城県

仙台市のみ県税100円とし、他自治体は県税300円



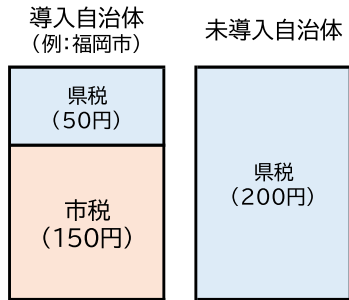
(3)長野県

独自で宿泊税を導入する市町村を県税150円とし、他自治体は県税300円



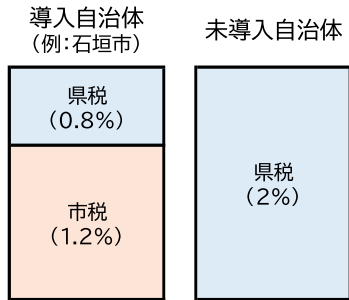
(4)福岡県

独自で宿泊税を導入する市を県税50円とし、他自治体は県税200円



(5)沖縄県

独自で宿泊税を導入する市町村を県税率0.8%とし、他自治体は県税の率2%



4.宿泊税について(先行導入自治体の事例)

■施行日、税額/税率、課税免除

自治体	施行日 (予定日)	税率/税額	課税免除
東京	H14.10.1 R9.4.1改	1人1泊 ①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上:200円 ※定率制(3%)へ変更予定	・1万円未満 ※1万3千円未満に変更予定
京都市	H30.10.1 R8. 3. 1改	1人1泊 ①6千円未満:200円 ②6千円以上2万円未満:400円 ③2万円以上5万円未満:1,000円 ④5万円以上10万円未満:4,000円 ⑤10万円以上:10,000円	・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む)
弘前市	R7.12.1	1人1泊 200円	同上
仙台市	R8.1.13	1人1泊 200円(他県税分100円)	・6,000円未満 ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む)
盛岡市	R8.10.1	1人1泊 200円	・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む)
山形市	R9.4.1	1人・1部屋・1棟当たりごとの 宿泊料金の3%	・教育活動の一環として実施される修学旅行その他の行事に参加する児童・生徒・引率者 ・上記に準ずる規則で定める行事に参加する者(部活動の地域展開による地域クラブとしての大会等への参加者を想定) ¹⁴

4.宿泊税について(先行導入自治体の事例)

■宿泊税の使途

弘前市	観光資源の魅力の強化	・秋や冬の閑散期における観光コンテンツの充実 ・「夜観光」の魅力向上による宿泊の推進 ・ねぶたまつりなどの歴史、文化、伝統といった地域資源の継承に係る支援 ・歴史的建造物や神社仏閣等の利活用	等
	観光客受け入れ環境の整備促進	・観光案内所の機能強化や観光地周辺のトイレ洋式化等の整備 ・宿泊施設向け受入環境整備補助金（トイレ洋式化、Wi-Fi環境等の整備） ・コンベンション補助金の拡充 ・教育旅行などの市内宿泊者に対する支援 ・災害時における市民等の安全・安心の確保	等
	国内外への情報発信	・観光コンテンツや四大まつり等の国内外向け情報発信の強化	等
盛岡市	持続可能な観光地域づくり	・観光DXの推進 ・MICE誘致の推進 ・スポーツ合宿の誘致	等
	選ばれる観光地域づくり	・効果的な観光プロモーション ・教育旅行の増客に向けた受入環境の充実 ・交通環境の充実	等
	広域観光の推進	・冬季広域観光振興 ・高付加価値旅行商品の造成支援	等
	国際観光の推進	・海外旅行博などを活用したプロモーション ・外国人観光客の伝統芸能等の体験機会の創出	等
仙台市	世界を惹きつける観光コンテンツの造成	・仙台城跡における滞在の魅力創出 ・漫画・アニメコンテンツを活用した誘客促進 ・アドベンチャーツーリズム推進	等
	国内外への戦略的なプロモーション	・首都圏からのインバウンド誘客促進キャンペーン ・欧米豪市場からの誘客促進 ・インバウンド宿泊促進キャンペーン	等
	観光地域づくり・受入環境整備	・観光振興協力金 ・宿泊事業者人材確保・DX化等支援 ・秋保地区二次交通実証運行	等

5. 米沢市における宿泊税検討状況

※令和8年8月24日に開催された、「第4回新規観光財源等検討委員会」で提示した内容であり、引き続き委員会にて議論いただき、制度案をまとめていく予定です。

5.米沢市における宿泊税検討状況

■宿泊税制度検討項目

項目	内容
導入目的	米沢市が新たな観光財源を導入する目的
課税客体	課税の対象とされる物や行為
課税標準	税額を算出する算定基準
納税義務者	税を納める義務を課せられる者
徴収方法	特別徴収:特別徴収義務者が納税義務者から税を徴収して納入する 普通徴収:市が納税義務者から直接税を徴収する
申告期限	条例に規定される日までに、徴収(納付)すべき税の情報を申告するとともに、徴収した税額を納付する期限
税額(税率)	定率制、一律定額制、段階的定額制などの方式が考えられる
免税点	一定金額に満たなければ課税しないとする制度
課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる
課税期間 (見直し時期)	制度の施行状況や社会経済情勢の変化等を勘案して、一定期間ごとに見直しを行う
特別徴収事務交付金	宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として特別徴収義務者に交付される交付金
使途	税収の活用方法

5.米沢市における宿泊税検討状況

■導入目的

【素案】

米沢の多彩な観光資源の魅力の向上や観光客受入体制の充実、国内外の観光需要の獲得に向けた情報発信、その他宿泊客の増加や交流人口、関係人口の拡大に資する取組等、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
(※(仮称)米沢市宿泊税条例に記載される内容であることを想定)

■課税客体、課税標準、納税義務者

【素案】

(1)課税客体

- ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊(民泊)

(2)課税標準 (1)の宿泊施設への宿泊数(定率制の場合は宿泊料金)

(3)納税義務者 (1)の宿泊施設への宿泊者

■徴収方法、特別徴収義務者、申告期限

【素案】

(1)徴収方法 特別徴収

(2)特別徴収義務者

- ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者及び住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者(旅館・ホテル等、民泊)
- ・宿泊税の徴収について便宜を有する者(全面的に経営を委託している場合など)

(3)申告期限

毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能 18

5.米沢市における宿泊税検討状況

■制度の見直し時期

【素案】

条例施行後、施行後の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、制度について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じる。

制度の見直し時期 条例施行後3年、その後5年ごと

■特別徴収事務交付金

【素案】

特別徴収義務者に対して、宿泊税額の一定割合を交付し、税の導入に係る事務経費の負担軽減を図る。

・交付額は、他自治体の事例を参考とし、仮に納期内納入額の3.0%に相当する額とする。

5.米沢市における宿泊税検討状況

■税額/税率

項 目	一律定額制	段階的定額制	定率制
税額	宿泊料金に関わらず一定額で課税 (例)1人1泊200円	区分ごとの宿泊料金に応じて課税 (例)①6千円未満200円 ②6千円以上300円	宿泊料金に応じて課税 (例)宿泊料金の3%
特徴	・税収が宿泊料金の変動に左右されない ・段階的定額制、定率制と違い素泊まり料金を算出する必要がない	・定率制と比べると税収が宿泊料金の変動に左右されにくい ・宿泊ごとに食事代等を除いた1人あたり素泊まり料金の算出が必要となる	・宿泊料金の変動により税収が変化する ・宿泊ごとに食事代等を除いた1人あたり素泊まり料金の算出が必要となる
宿泊客の負担	・宿泊料金が安価であるほど相対的に税負担が大きい	・一定程度宿泊料金(担税力)に応じた税負担となる	・宿泊料金(担税力)に応じた税負担となる
事業者の負担	・税額計算の事業者の負担が少ない	・税額の計算の事業者の負担は中程度	・税額計算の事業者の負担が大きい
メリット	・税収が宿泊料金の変動に左右されない為、税収額を見込みやすい ・宿泊者にとって税額がシンプルで分かりやすい	・宿泊料金により税額が変わるため、一律定額制と比較すると一定程度インフレやデフレによる宿泊料金の価格変化に対応できる	・繁忙期や閑散期の料金設定、インフレやデフレによる宿泊料金の価格変化に応答性がある
デメリット	・宿泊料金による税額の差がないため、インフレやデフレによる宿泊料金の価格変化に対応できない。	・宿泊者がどの税額区分に分類されるかで支払い時のトラブルが生じる可能性がある ・一律定額制と比べると税収額を見込みにくい ・税額の境界層付近の宿泊料金の設定に影響を及ぼす可能性がある	・宿泊料金の変動が税収に反映されるため、税収額を見込みにくい。 ・税額の基となる素泊まり料金の算出にあたり、支払い時のトラブルが生じる可能性がある

5.米沢市における宿泊税検討状況

■免税点

項目	免税点を設ける場合	免税点を設けない場合(宿泊料金にかかわらず課税)
メリット	・低価格帯の宿泊施設への宿泊者の負担軽減となり、低価格帯の宿泊施設の宿泊者減少の懸念が減る	・宿泊者及び宿泊事業者にとってわかりやすい制度となる ・一律での課税となるため、公平性がある
デメリット	・制度が複雑なものとなる ・免税点を巡っての宿泊者とのトラブルの懸念がある ・宿泊事業者の事務負担が増大する ・免税点付近の宿泊料金の設定に影響を及ぼす可能性がある ・税収額に影響が生じる ・宿泊者が享受する行政サービスは同じであるため不公平感が生じる	・低価格帯の宿泊施設への宿泊者の負担感の増加につながる懸念がある

■課税免除

項目	課税免除事項を設ける場合	課税免除事項を設けない場合(全ての宿泊者に対して課税)
メリット	・課税免除対象の宿泊者の負担感がなくなる	・一律の課税となるため、公平性がある
デメリット	・宿泊者毎で免税対象者かどうか判断が必要となり、免税対象への該当の有無を巡り宿泊者とのトラブルが生じる懸念がある ・課税免除の申請書を記入するなどの事務負担が増大する ・宿泊者が享受する行政サービスは同様であり、不公平感が生じる	・課税免除規定を設ける自治体と比較したとき、本市における宿泊者の負担感が増す。

5.米沢市における宿泊税検討状況

■宿泊税の使途

	宿泊税活用想定事業 (第5期米沢市観光振興計画の基本方針毎に分類)	年度毎の事業費(千円)			
		30,000	40,000	50,000	60,000
1	選ばれ続ける持続可能な観光	18,000	24,000	30,000	36,000
	①地域資源を活かした高付加価値での長い滞在を促す観光コンテンツ創出と磨き上げ ・温泉を活用した付加価値の高い体験の提供(各温泉地の魅力を活かした付加価値の高い体験や滞在期間の長期化が図られる観光プログラムの造成、持続可能な温泉地づくり、西吾妻山を中心としたトレッキング、ウィンタースポーツ等と温泉を結び付けた観光コンテンツ造成、各温泉間の回遊性向上 等) ・地域資源を活用した高付加価値の滞在型プログラムの造成(ガストロノミーツーリズムの推進 等) ・滞在型観光推進に向けた宿泊者限定特典プログラムの造成				
	②多様な主体による観光資源を活用した新たな観光魅力づくり ・DMOによる観光魅力づくり ・観光関連団体や事業者との連携と各種ツーリズム等推進による観光魅力づくり(スポーツツーリズム等の推進、雪を活用した観光コンテンツの造成、情報発信、誘客促進事業の実施 等)				
2	魅力あふれる情報発信と戦略的な誘客施策の展開	3,000	4,000	5,000	6,000
	①観光DXを基盤とした戦略的なマーケティングに基づく国内外に向けたプロモーションの展開 ・インバウンドへのプロモーション(台湾へのプロモーション、新たな海外市場の開拓 等)				
3	ホスピタリティの深化と居心地の良い観光空間の創出	3,000	4,000	5,000	6,000
	①観光人材の育成と地域ホスピタリティの向上 ・観光人材の育成(セミナー、研修の実施、ランドオペレーター機能の設置 等)				
	②観光関連施設の安心・安全確保と観光客受入体制の整備 ・観光関連施設の管理(観光関連施設の維持管理と計画的な施設整備 等) ・施設整備のユニバーサルデザイン化の推進(バリアフリー化、トイレの洋式化、多言語表記の推進 等)				
4	その他	5,100	6,800	8,500	10,200
	・(仮称)宿泊税基金の積み立て 等				
5	特別徴収交付金	900	1,200	1,500	1,800
	・特別徴収義務者(宿泊事業者)への徴収事務に係る交付金 ※他自治体の事例を参考とし、仮に率を3%と設定する。				